

# 省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額について

一定の省エネ(熱損失防止)改修工事が行われた住宅について、固定資産税が減額されます。

## 1. 減額の対象となる住宅の要件

- 次の①の工事または①の工事と合わせて②から④までのいずれかの工事を行うこと
  - ① 窓の改修工事(必須)
  - ② 床の断熱改修工事
  - ③ 天井の断熱改修工事
  - ④ 壁の断熱改修工事

(例)窓の二重サッシ、複層ガラス、天井、壁、床に適切な量の断熱材を入れる工事等

  - ※ 外気等と接するものの工事に限ります
  - ※ ①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要です。
- 当該改修工事が平成26年1月1日に存在する住宅について行われること
- 当該改修工事に要する費用が60万円以上であること  
(一定の要件に当てはまる場合は50万以上)

## 2. 必要書類

- 改修後、3ヶ月以内に次の書類を添えて申告していただく必要があります
  - ・ 居住者の住民票の写し
  - ・ 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書
  - ・ 改修工事の内容及び費用を証する書類(工事明細書、領収書の写しなど)

## 3. 減額内容

- 改修工事が完了した翌年度分に限り、減額されます。
- 1戸あたり、120㎡相当分までの税額の3分の1が減額されます。

## 4. その他

- この減額措置の適用は、1回限りです。
- 新築や耐震改修による軽減措置を受けている期間は、重複して適用されませんが、バリアフリー改修との重複適用は可能です。